

公正証書

謄本

大阪法務局所属
堺公証人合同役場

☎590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番18号
(現代堺東駅前ビル)

電話 072 (233) 1412番
FAX 072 (233) 1441番

収入印紙

非課税扱

平成30年第 [] 号

遺言公正証書

本公証人は、平成30年 []、当役場において、**遺言者** の囑託により、証人 []、同江邊慶子の立会の下に、次のとおり遺言の趣旨の口授を筆記しこの証書を作成する。

本 旨

第1条 遺言者は、相続開始時に戸籍上における遺言者の配偶者、あるいは遺言者の子のいずれもが存在しない場合には、相続開始時に遺言者の有する下記の財産を、遺言者の **弟** (昭和47年 [] 生) に相続させる。

2 万一、遺言者より前に又は遺言者と同時に前記 **弟** が死亡していた場合、遺言者は、前項において前記 **弟** に相続させるとした財産を、遺言者の **甥** (前記 **弟** の長男、平成13年 [] 生) に相続させる。

〈財産の表示〉

1. 不動産

(1) 土地

① 所在

地番

地目 宅地

地積 m^2

② 所在

地番

地目 宅地

地積 m^2

③ 所在

地番

地目 宅地

地積 m^2

④ 所在

地番

地目 宅地

地積 m^2

⑤ 所在

地番

⑧ (一棟の建物の表示)

所在

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

⑧ (一棟の建物の表示)

所在

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	
床面積	1階 ■■■■■ m ²
	2階 ■■■■■ m ²
	3階 ■■■■■ m ²
	4階 ■■■■■ m ²
	5階 ■■■■■ m ²
(専有部分の建物の表示)	
家屋番号	■■■■■
種類	倉庫
構造	鉄筋コンクリート造1階建
床面積	1階部分 ■■■■■ m ²
⑩ 本遺言書に記載のないその他遺言者名義 の不動産の全て	
2. 預貯金	
(1) 以下の金融機関における預貯金債権のすべて	
① 池田泉州銀行津久野支店における普通預 金 (口座番号 ■■■■■)	
② 池田泉州銀行津久野支店における普通預 金 (口座番号 ■■■■■)	

⑬ 上記以外のその他遺言者名義の預貯金の

全て

3. 自動車

① 遺言者の所有する以下の自動車1台

車両番号： [REDACTED]

車名：ホンダ

型式：C B A - G D 3

車台番号： [REDACTED]

4. 株式

① 遺言者の所有する株式会社 [REDACTED] (本

店： [REDACTED])

の株式全株

5. 債権

① 遺言者の有する前記株式会社 [REDACTED] に対

する貸付金返還請求権のすべて

6. その他

本遺言書に記載された上記 1. ないし 5. 記載の
財産以外で、本遺言の効力発生時点において遺
言者の有する不動産、預貯金債権・株式等金融
資産、手許現金及び家財家具等の動産を含むそ

の他一切の財産

第2条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、前記 **弟** を指定する。

2 本遺言の執行完了前に、前記 **弟** が死亡し、又は遺言執行者としての職務の遂行ができなくなったときは、前記 **弟** に代わる遺言執行者として前記 **甥** を指定する。但し、同人が未成年の場合は、司法書士法人C - f i r s t（大阪府岸和田市下松町5058番地、代表社員：山内浩）を本遺言執行者に指定する。

3 遺言者は、本条で指定した遺言執行者に対し、他の法定相続人の同意・承諾等を得ることなく、遺言執行者単独で、本遺言執行のための不動産の登記名義変更、預貯金、株式等の金融資産及びその他の財産の名義変更・払戻・解約等並びに処分、その他本遺言の執行に必要な一切の権限を付与する。また、遺言者名義の貸金庫・保護預り契約がある場合、遺言者は、遺言執行者に対し、その開扉・内容物の収受並びに同貸金庫・保護預り契約の解約等の権限（これについても他の法定相続人の同意・承諾等を要しな

い) を付与する。

なお、遺言執行者は、任務遂行に関して必要と認めるときは、第三者にその任務を行わせることができるものとし、その選任については同遺言執行者に一任する。

4 前記司法書士法人 C - f i r s t が遺言執行者に就任した場合の遺言執行者に対する報酬は、相続開始時の遺言者の有する遺産総額（不動産については固定資産評価額）の1パーセント（最低金額20万円）とする。

【付言事項】

私が死んでも何も悲しいことはありません。

私は、ただ中継ぎ投手の役目を全うしただけです。

弟（甥）は、今後●●家代表者として恥じぬように、我が家代表者の道を歩んでください。

付き合いは広げんでもいい、最低限の付き合いはしてください。

強いては、弟 にお願ひがあります。

私が亡き後、●●家本家の跡取りに 甥 を、分家の跡取りに 親族 を継がせるようにしてください。

よろしく頼みます。

妹 は、生命保険金 300 万円で手を引きなさい。

これでも亡き母の意向を汲んだつもりです。

後は各々よろしく頼みます。 以上

本旨外の事項

会社役員

遺言者

昭和 43 年 生

上記の者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

税理士

証人

大阪府岸和田市下松町 5058 番地

司法書士法人 C - f i r s t 内

司法書士

証人 江 邊 慶 子

上記を遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ、閲覧させたところ、各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 [redacted] 印

証人 [redacted] 印

証人 江邊慶子 印

この証書は、平成30年 [redacted]、本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本公証人次に署名押印する。

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

大阪法務局所属

公証人 [redacted] 印

この謄本は、平成30年 [redacted]、本公証人役場において原本に基づき作成した。

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

大阪法務局所属

公証人 [redacted] 印

